

○加賀市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年10月1日

条例第71号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、本市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長又は加賀市教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を募集するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (4) 選定の基準
- (5) 管理の基準
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (8) 申請受付期間
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長等が指定する事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を申請受付期間内に市長等に提出して、指定の申請をしなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める書類

(選定基準)

第4条 市長等は、前条の規定に基づく指定の申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項
(指定管理者選定会の設置)

第4条の2 前条第1項の規定による候補者の選定を公平かつ適正に行うため、加賀市指定管理者選定会(以下「選定会」という。)を置く。

(組織)

第4条の3 選定会は、選定員10名以内で組織する。

- 2 選定員は、学識経験のある者その他指定管理者の選定に係る公の施設(以下「選定対象施設」という。)ごとに市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。
- 3 選定対象施設の指定管理者の指定を受けようとする団体と利害関係がある者は、選定員になることができない。

(任期)

第4条の4 選定員の任期は、委嘱され、又は任命された日から優先交渉権者が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日までとする。

(指定管理者の指定の告示)

第5条 市長等は、第4条の規定により選定した候補者について、法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

(協定の締結)

第6条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と公の施設の管理に関する協定書を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
 - (2) 事業計画に関する事項
 - (3) 利用料金に関する事項
 - (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
 - (5) 本市が支払うべき管理費用に関する事項
 - (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項
- (免責)

第7条 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長等はその賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第8条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第9条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者等の秘密保持の義務)

第10条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の加賀市公の施設の指定管理者の手続等に関する条例(平成16年加賀市条例第2号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(令和2年12月15日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月14日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月24日条例第14号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条、第15条及び第16条を削る改正規定並びに第10条を加える改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前においてこの条例による改正前の加賀市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条の4の規定による加賀市指定管理者選定会の選定員であった者に係る旧条例第4条の8の規定による職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前において指定管理者であった者又は従事者であった者に係る旧条例第13条第2項及び第3項に規定する加賀市個人情報保護条例(平成17年加賀市条例第17号)の規定を遵守し、保有個人情報(同条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下

同じ。)が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該保有個人情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない義務については、附則第1項ただし書に規定する規定の施行後も、なお従前の例による。

4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前において従事者であった者が、正当な理由がないのに、同項ただし書に規定する規定の施行前において、個人の秘密に属する事項を含む保有個人情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を同項ただし書に規定する規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

5 前項に規定する者が、附則第1項ただし書に規定する規定の施行前においてその業務に関して知り得た保有個人情報を同項ただし書に規定する規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

6 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前においてした行為に対する罰則の適用については、同項ただし書に規定する規定の施行後も、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月17日条例第1号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号。以下「整理等法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち

懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。